



令和7年度 障害児・者福祉サービス事業者説明会

「法律違反！？ 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成及び訓練の実施」



静岡県 交通基盤部 河川砂防局
(土木防災課)



○本資料でお願いすること

避難確保計画の作成（義務）

訓練訓練の実施（義務）

«取組効果»（令和元年台風第19号）事前避難で人的被害なし

R元年10月事例

⑯

事前の準備により難を逃れた事例(静岡県小山町)

おやまちょう

- 午前10時半頃の土砂災害警戒情報の発表後、**特別養護老人ホーム入所者を避難確保計画*に従い、がけ側から2階へ移動**。さらに降雨が続き、近隣住民の声かけにより、**入所者全員を2階へ移動させた**。
- その後、近くの山から発生した**土石流**が、**施設の1階部分に流入**したが、利用者及び職員**全員難を逃れた**。
- 同施設は、**土砂災害警戒区域内**に存しており、**日頃から近隣住民の方とともに避難訓練*を実施**していた。



【災害の経緯】令和元年10月12日

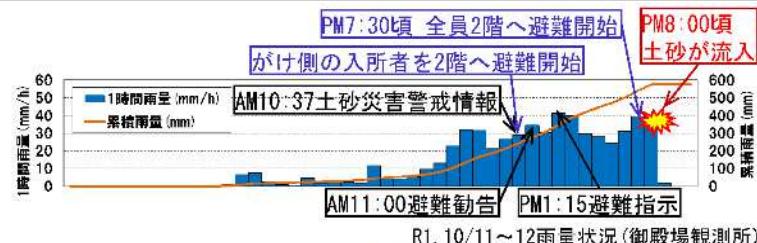
AM10:37 土砂災害警戒情報発表
がけ側の入所者を2階へ移動

AM11:00 避難勧告発令

PM 1:15 避難指示発令

PM 7:30頃 近隣住民からの声かけ
入所者及び職員全員2階へ避難

PM 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事

日頃の訓練の成果

写真提供: 小山町



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況

写真提供: 小山町

施設の声

「これまで継続してきた防災活動が職員に蓄積されている(防災意識の高い職員が多い。)」

***土砂災害防止法**により、**土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられている**

※**土砂災害危険区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する法律**

近年の水害の状況

4



大阪湾高潮 大阪府北部6弱 北海道胆振東部7

鳥取県中部6弱 茨城県北部6弱 熊本地震7

御嶽山噴火 長野県北部地震6弱

淡路島地震6弱

新燃岳噴火
静岡県東部6強
東日本大震災7

2010

2009 中国・九州北部豪雨
(山口市防府市、
直方市飯塚市)



3



法改正の概要（過去の要配慮者利用施設の被災状況と課題）

【平成21年7月21日の豪雨】

場所：山口県防府市

施設：特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」

被害：土石流により入居者7名死亡



【平成28年8月30日の台風第10号】

場所：岩手県下閉伊郡岩泉町（小本川）

施設：高齢者グループホーム「楽ん楽ん」

被害：洪水により入居者9名死亡



写真) 「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」国土地理院撮影

課題・対策

要配慮者利用施設の土砂災害対策推進のため、民生部局と砂防部局で日頃から緊密な連携を図ることの重要性を認識

民生部局と砂防部局間で情報共有等連携の強化を図るよう、厚労省・国交省連名で通知

課題・対策

要配慮者利用施設の管理者等に防災情報が十分理解されておらず、水害に対する避難確保計画の作成や避難訓練も十分に実施されていない

要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を義務化（平成29年水防法等改正）

法改正の概要（背景・H29の改正）

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化（H29の改正）

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施	※ 土砂災害防止法では義務を新設 担保措置を創設
H29の改正前	努力義務	努力義務	・計画を作成しない施設管理者等に対し市町村長が必要な指示を行う。 ・指示に従わないときはその旨を公表。
H29 改正後	義務	義務	

- 国も以下の取組により計画作成等を支援予定。
 - ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
 - ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
 - ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
 - ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



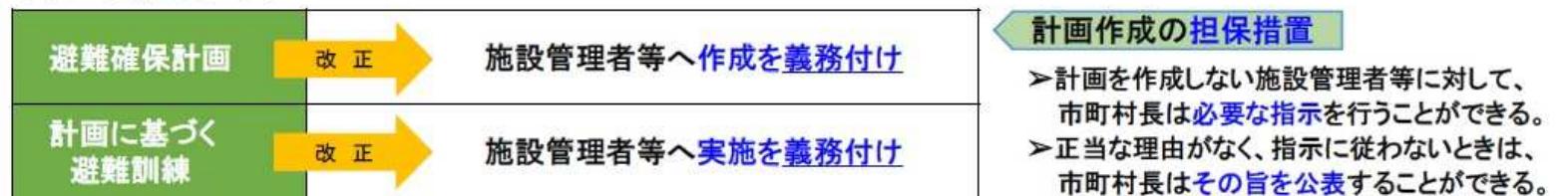
平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

法改正の概要（背景・H29の改正）

土砂災害防止法の一部改正(案)について(※水防法等との一括改正) (平成29年2月10日) 閣議決定

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)などを受け、近年、要配慮者利用施設における警戒避難体制の確保の重要性が改めて認識されている。
- このような状況を踏まえ、土砂災害から生命・身体を保護する観点から、土砂災害警戒区域内で警戒避難体制を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成等を義務付け、土砂災害防止のための総合的な取組みを推進する。



要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築

防災体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施

従業員や利用者への学習会

要配慮者利用施設の被災事例



小本川水系小本川(岩手県岩泉町)
平成28年8月31日



平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生。

【目標】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難訓練の実施率100% を実現

法改正の概要（R3の改正）

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法および土砂災害防止法を改正し、**市町村から施設に対して助言・勧告する制度**を創設

※土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

令和2年7月
特別養護老人ホーム「千寿園」の被害



被災場所：熊本県球磨村

令和3年5月10日
「水防法、土砂災害防止法」の改正
(令和3年7月15日施行)

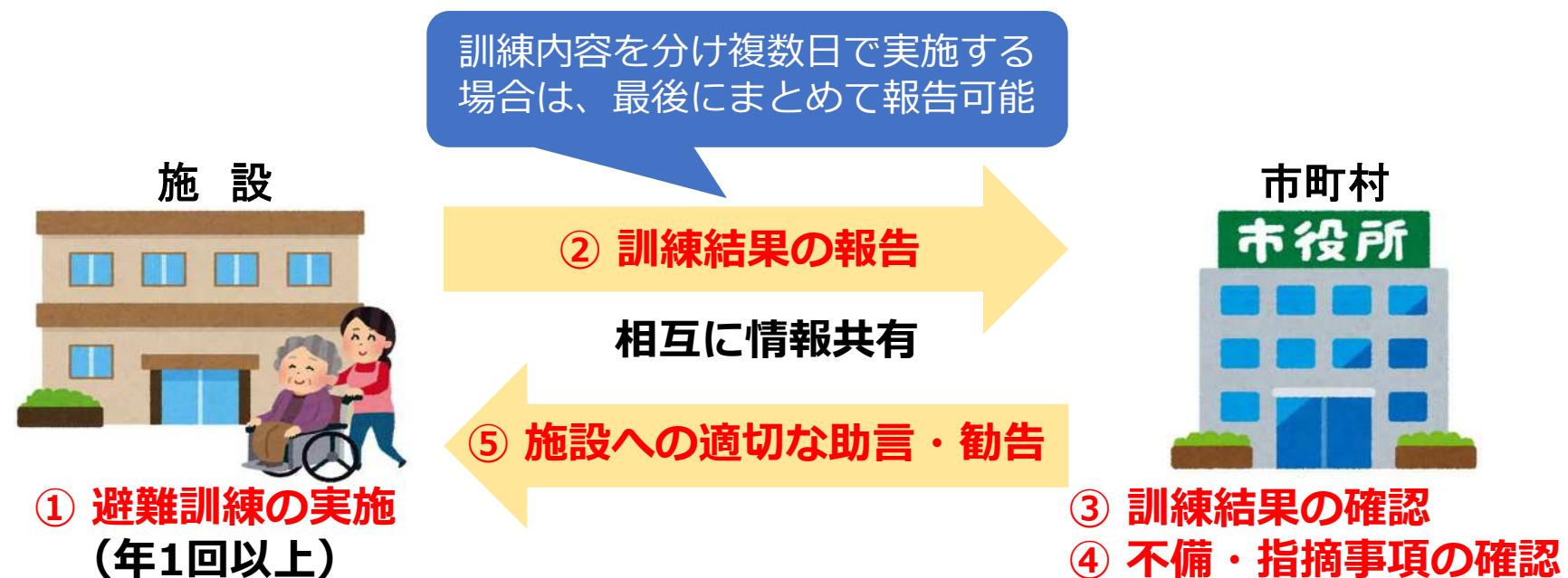
- 施設管理者等は、**避難訓練の結果を市町村長に報告しなければならない。**
- 市町村が施設に対して避難確保計画及び避難訓練に関する**助言・勧告**できる制度を創設

法改正により、要配慮者利用施設における更なる**避難の実効性を確保**

避難訓練実施報告と助言（報告：施設、助言：市町）

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町長に対して、**訓練結果の報告を義務化**した
- 市町は、施設管理者等に対し、**避難訓練を原則として年1回以上実施**すること、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告すること依頼し、**必要に応じて助言・勧告**する

【避難訓練と報告・確認の手順】



避難訓練実施報告と助言（訓練実施：施設）

- 避難訓練は立退き避難だけでなく、比較的容易に行うことのできる訓練がある
①避難経路の確認訓練／②情報伝達訓練／③図上訓練 等
- 様々な種類を分けて行うとともに、避難支援に必要な人数や避難時間を確認する訓練など、利用者の身体状態に応じ、負担軽減を図り、継続して実施する
- 避難支援協力者（消防団、近隣企業、地域住民、利用者家族等）の協力を得て実施するよう努める
- 訓練後には、訓練で得られた教訓を踏まえ、避難の実効性を高めるため避難確保計画の内容の充実を図る

①避難経路の確認訓練



写真：徳島県資料

②情報伝達訓練



写真：徳島県資料

③図上訓練



写真：焼津市資料

訓練の振り返りの実施

避難確保計画内容見直し

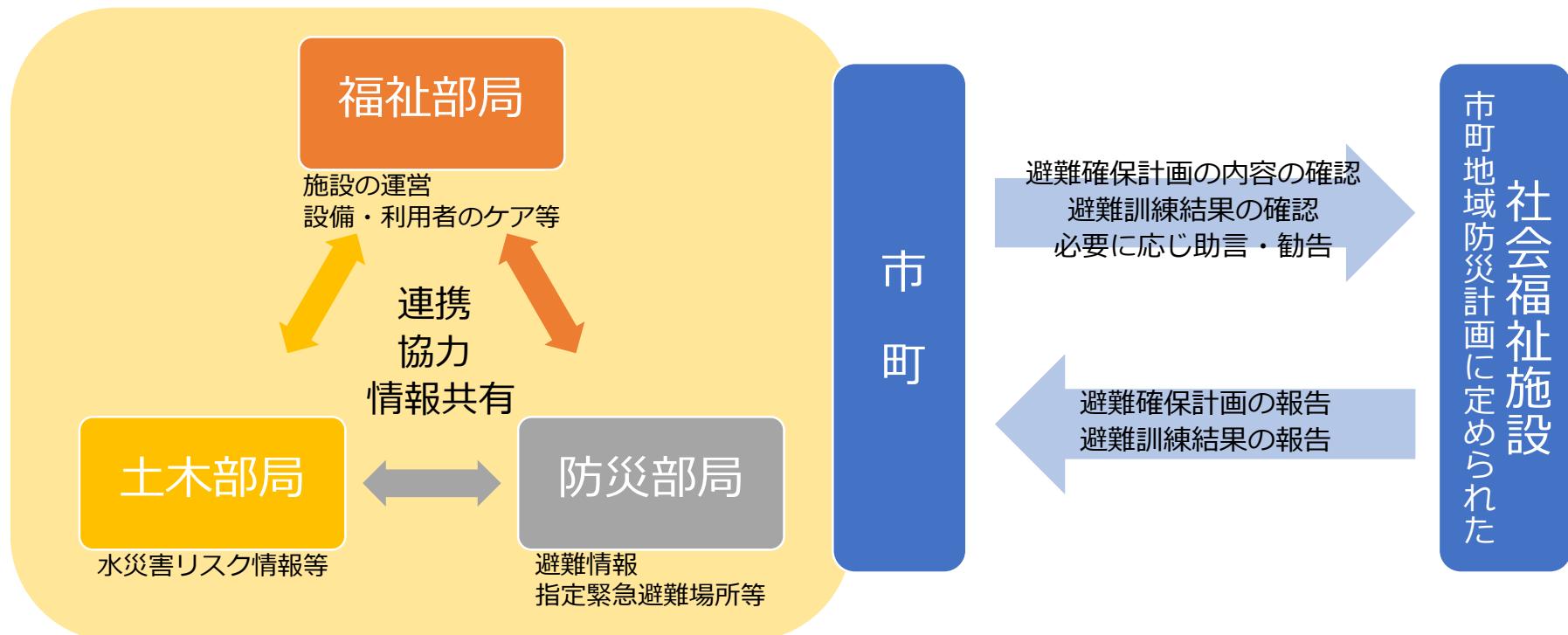
避難確保計画の内容充実

※写真は訓練のイメージ

施設と行政の連携（市町内 各部局の連携）

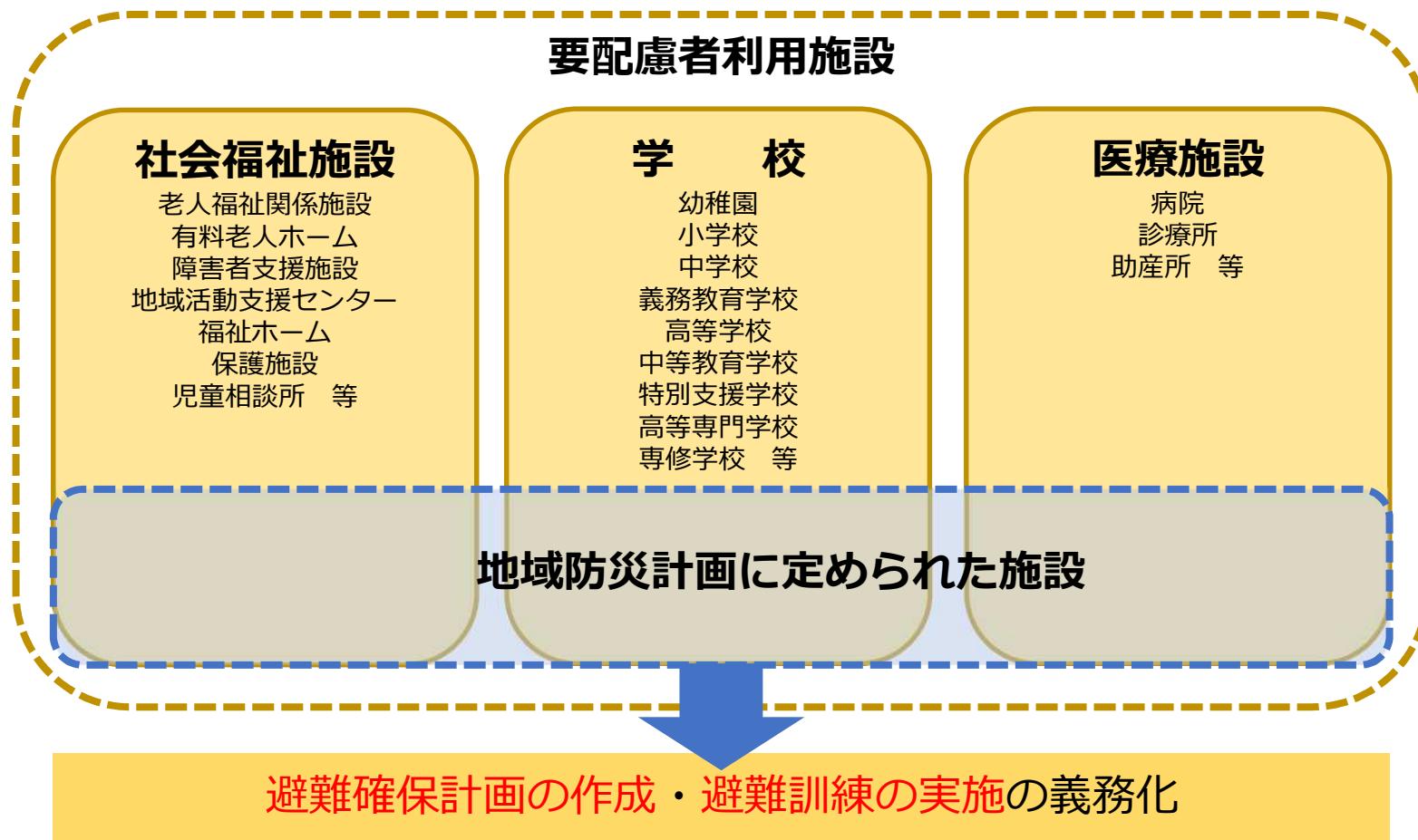
- 社会福祉施設の避難に関する**担当部局が複数**（福祉部局、土木部局、防災部局）にまたがるため、下図を参考に適切な役割分担のもと**連携体制を構築**する
- 施設の**負担軽減**や災害時対応の**迅速性確保**のため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口は、可能な限り一本化し、**ワンストップの対応**に努める

【社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築】



避難確保計画の作成・避難訓練の実施

- 「水防法」「土砂災害防止法」では、市町村地域防災計画に定められた施設に
対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務づけている



要配慮者利用施設における避難確保計画作成 及び避難訓練実施状況（洪水）

- 避難確保計画の作成率は県内平均97.6%と高いが、**避難訓練の実施率は県内平均55.6%**と低い。（令和7年3月31日時点）

県内市町別の状況（令和7年3月31日時点）

(国調査を基に土木防災課にて集計)

	洪水浸水想定区域内にある要配施設	地域防災計画記載要配施設(A)	避難確保計画作成要配施設(B)	作成率(C)=(B)/(A)	避難訓練実施要配施設(D)	実施率(E)=(D)/(A)
1	下田市	11	11	100.0%	10	90.9%
2	南伊豆町	12	12	83.3%	10	83.3%
3	東伊豆町	0	0	—	—	—
4	河津町	0	0	—	—	—
5	松崎町	10	10	90.0%	9	90.0%
6	西伊豆町	0	0	—	—	—
7	熱海市	0	0	—	—	—
8	伊東市	14	14	92.9%	6	42.9%
9	沼津市	223	223	100.0%	206	92.4%
10	裾野市	45	45	75.6%	9	20.0%
11	清水町	20	20	100.0%	5	25.0%
12	長泉町	17	17	100.0%	17	100.0%
13	三島市	94	94	96.8%	91	96.8%
14	伊豆の国市	72	72	73.6%	53	73.6%
15	函南町	40	40	75.0%	28	70.0%
16	伊豆市	12	12	83.3%	4	33.3%
17	御殿場市	0	0	—	—	—
18	小山町	4	4	100.0%	2	50.0%
19	富士市	289	289	99.0%	219	75.8%
20	富士宮市	2	2	100.0%	0	0.0%
21	静岡市	879	879	100.0%	275	31.3%

22	島田市	213	213	213	100.0%	38	17.8%
23	藤枝市	259	259	247	95.4%	247	95.4%
24	焼津市	173	173	173	100.0%	121	69.9%
25	川根本町	13	13	9	69.2%	9	69.2%
26	牧之原市	49	49	46	93.9%	7	14.3%
27	吉田町	50	50	50	100.0%	50	100.0%
28	袋井市	136	136	130	95.6%	0	0.0%
29	磐田市	244	244	241	98.8%	206	84.4%
30	森町	23	23	19	82.6%	9	39.1%
31	掛川市	99	99	95	96.0%	54	54.5%
32	菊川市	79	79	79	100.0%	16	20.3%
33	御前崎市	5	5	5	100.0%	3	60.0%
34	浜松市	875	875	869	99.3%	499	57.0%
35	湖西市	0	0	0	—	—	—
計		3,962	3,962	3,867	97.6%	2,203	55.6%



要配慮者利用施設における避難確保計画作成 及び避難訓練実施状況（土砂災害）

- 洪水同様に、避難確保計画の作成率は県内平均97.5%と高いが、**避難訓練の実施率は県内平均53.2%**と低い。（令和7年3月31日時点）

県内市町別の状況（令和7年3月31日時点）
(国調査を基に砂防課にて集計)

	土砂災害 のおそれ のある箇所に立地 する施設 数 (A)	地域防災計画に記載 済		避難確保計画を作成 済		避難訓練を実施	
		施設数 (B)	記載率 (B/A)	施設数 (C)	作成率 (C/B)	施設数 (D)	実施率 (D/B)
厚労省・文科省 関連 社会福祉施設 医療施設 学校 こども園 等	755	736	97.5%	712	96.7%	379	53.2